

問われているのは議員の発言保障、質問権、監視機能

鵜飼勲議員に対する政治倫理基準等違反の審査請求

甲賀市政治倫理条例基準等違反の審査請求に基づき10月25日に甲賀市議会での初回の政治倫理審査会が設置され、これまでに5回の審査会が開催されました。条例では審査会設置から60日以内（12月24日）に議長に報告す

る。とされており、次回予定の16日に最終的な方向づけの予定ですが、日本共産党は、審査請求に値しないとの立場ですが、審査会の結論が全体的な合意となるよう、審査請求の教訓を今後活かされること大切だと考えています。（裏面参照）

審査請求理由と請求代表人の理由説明、参考人の意見、条例の主旨をふまえ総合的な判断がもとめられます

今回の審査請求は請求のあり方からして乱用につながるかねない危険性がある

審査請求代表人の森田議員の請求説明で重要な点が明らかにになりました。

「ただきたい」としていることです。このことは、発言の内容ではなく、議員の政治活動、議会活動を評価するもので、倫理条例で問うことは筋違いです。

当時の議長・議運委員長、議会事務局長も本会議での発言は問題なしとの意見

審査会では、当時の議長、議運委員長、議会事務局長から、質問通告や質問と答弁について意見を聞きましたが、（鵜飼議員の発言は）「議事運営上問題なし」との意見でした。審査会でも、請求の3件のうち、9月12日の発言以外は特に問題ないという意見が大勢です。

発言通告にもとづき、議長の許可のもとでの発言がなぜ問題か

審査請求者は、9月12日の発言は「法に抵触することを求めている」のは違法との主張ですが、答弁者は「答弁で

きない」と明確に答弁されています。質問は事前通告されており、その場で異議を訴える行為はありませんでした。議長の許可を得て発言しているものであり、質問そのものを問題にするのは質問権、議会の行政監視機能に関わる問題です。

条例3条8号は「不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと」

審査は、審査請求の根拠としている3条8号に、3件の発言が該当するかどうか、が問われていますが「該当しない」と判断するのが妥当ではないでしょうか。

今回の審査請求は、議員の議会での発言の保障、質問権、二元代表制のもとで議員の行政監視機能と直接かかわっています。審査会の判断によっては、それを侵害しかねない事態になります。それだけに、慎重な判断が求められます。

市長に予算要望書を提出

11月28日に党議員団は、各部局別に78項目の新年度予算に関する要望書を市長に提出しました。（写真）
今回は、市民のみなさんからよせられている、緊急度が高い切実な要望をまとめたものです。



一般質問日程

山岡光広議員 12月10日（火）の2番目

- 1 新年度予算に市民の切実な願い実現をもとめて
- 2 気象変動による自然災害にどう備えるか
- 3 高すぎる国保税の引き下げについて
- 4 聴覚障がい者の社会参加を促進するために手話言語条例の制定、手話通訳によるコミュニケーションの確保を
- 5 新名神甲南ICとPAの接続流出入路について

岡田重美議員 12月10日（火）の4番目

- 1 乳がん検診の超音波検査導入と検査年齢を30歳以上に
- 2 誰もが安心して介護が受けられるために
- 3 ごみを減らし住みよいまちをつくるために

小西喜代次議員 12月11日（水）の1番目

- 1 近江鉄道の存続を求める
- 2 近年の災害の教訓からダムに頼らない治水対策を
- 3 市営住宅の入居条件から保証人の削除を求める
- 4 急増する放課後児童クラブの入所者対策について
- 5 信楽町の雲井地域と長野地域とのコミタク運行を

日本共産党

甲賀市議員団ニュース

2019年 12月 8日 第288号



山岡 光広
甲南町森尻 16
Tel 86-2985
Fax 86-0415



小西喜代次
信楽町勅旨 456
Tel 83-0765
Fax 83-0765



岡田 重美
土山町南土山甲 78-15
Tel 66-0696
Fax 66-0696